

申告書の記入方法

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車 1 台ごとに作成してください。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄については、該当する箇所の□（チェック欄）にレを記入してください。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」、「届出者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、□（チェック欄）にレを記入し、所有者欄のみを記入してください。
- 4 押印は、朱肉を使用する印鑑を使用してください。（シャチハタ不可）
- 5 「主たる定置場」の欄については、
 - ① 所有者の住所又は所在地と同じときは、1 を○で囲んでください。
 - ② 所有者の住所又は所在地と異なるときは、2 を○で囲み、主たる定置場を記入してください。
- 6 「標識返納の有無」及び「標識返納できない理由」の各欄については、該当する番号を○で囲んでください。
また、なぜ返納できないか具体的な理由を〔 〕内に記入してください。

軽自動車税（種別割）廃車書の取扱い

- 1 この廃車書は、車両の経歴を明らかにする書類でありますから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 この車の所有者が住所（所在地）を変更し、市外（区外）へ移転される場合は、新住所（所在地）の市町村担当窓口で軽自動車税（種別割）申告書兼標識交付申請書を提出する際に、この廃車書を添付してください。
- 3 譲渡、売買等により所有者が変わった場合は、新所有者に車を引渡すと同時にこの廃車書を渡してください。新所有者は、軽自動車税申告書兼標識交付申請書を提出する際に廃車書を添付してください。

届出事項	ご持参していただくもの	届出場所
市外（区外）へ移転したとき	・軽自動車税（種別割）廃車書 ・印鑑	新住所（所在地）の市区町村担当窓口 ※北九州市ナンバーの区外への移転は届出の必要はありません。
譲渡、売買等により所有者が変わったとき	・軽自動車税（種別割）廃車書 ・新所有者の印鑑 ・譲渡証明書	新所有者の住所（所在地）の市区町村担当窓口